

について「に参考添付された定款例に依拠して定款を作成したものであり、脱退会員に対する出資持分の払戻し及び解散時の残余財産の分配に関する控訴人の定款の前記の定めは、いずれも右通達に参考添付された定款例をそのまま採用したものであることが認められるのであって、その文理ないし文言が持つ一般的な意味内容とは離れて、そこに設立者が特に個別的な意味合いを付与したものとは解されず、過去に右のような一解釈事例があつたからといって、それによって直ちに右定款の定めの規範的な意味内容が左右されたり規定されるとになるものではない。

3 ところで、右定款八条は、脱退会員は「払込済出資額に応じて」払戻しを請求することができるものと定め、脱退会員は、退会時における控訴人の資産額に出資総額中当該脱退会員が現実に出資した額の占める割合を乗じた額の払戻

しを受けることができる如くであり、控訴人の会員がすべて原始会員であるもとのとすれば、右定款の定めを右のように解釈したとしてもなんら差し支えない。しかしながら、医療法人にあっても、収益が内部に留保され、または、経済状勢の変動によって資産の評価益が生じるなどして、当該法人の資産価額は常に変動することを免れず、他方、一般的に貨幣価値は低落するのを常とするから、原始会員とその後に入会した会員がある場合においては、右定款の定めを右のように解したのでは、出資時期を異にする会員間の出資持分に著しい不公平が生じることになり（このことは、設立後相当の期間が経過し、多額の資産が形成された後に入会した会員が死亡等により程なく退会したような場合を想定すれば、明らかである。）、それが設立者の合理的意思に適うものとは到底解されないところである。

そして、新会員の入会当時に原始会員が退会したとすれば、退会会員は当時の資産総額に出資総額中の当該会員の出資額の占める割合を乗じた額の払戻しを受け得たこと、換言すれば、当時原始会員は右によつて算出される持分をそれぞれ有していたものと解されることを考慮すれば、設立後に出资をした会員の出资持分の割合は、当該出资時における控訴人の資産総額に当該会員の払込済出資額を加えた額に対する当該出资額の割合によるものと解するのが相当である（なお、新会員の入会当時の当該医療法人の資産がマイナスである場合には、既存の出资額割合を増加すべき理由がないから、払込みどおりの出资額を基礎とすれば足りる。）。

4 他方、脱退会員に対する出資持分の払戻しの計算の基礎となる医療法人の資産の評価方法については、控訴人の定款にはなんらの定めもないけれども、脱

退会員に対する出資持分の払戻しが医療法人の一部清算の実質を持つものであることに鑑みると、右の評価は、法人の期間損益を明らかにすることを目的とし取得価格を基礎とした帳簿価格ないし貸借対照表上の資産価額によるべきものではなく、当該会員の脱退時（出資持分請求権の発生時）における当該資産の持つ客観的な価額によって算定すべきものと解するのが相当である。

そして、脱退会員に対する出資持分の払戻しは医療法人の一部清算の実質を持つものであるとはいっても、当該法人は依然として事業を継続することになるのであるから、この場合の客観的な価額の算定は、いわゆる清算価額によるべきではなく、当該法人の事業の継続を前提として、当該資産を特定の事業のために一括して譲渡する場合の譲渡価額（営業価額）を標準とすべきものと解するのが相当である。この点について、控訴人は、払戻しの計算の基礎となる

資産の額は純資産額から従業員の退職金等の清算費用並びに清算所得にかかる公租公課を控除した清算価額としての残余財産の価額によるべきものと主張するけれども、もとより正当ではない。

三 以上のような観点に立って、被控訴人が出資持分の払戻しとして控訴人から支払いを受けるべき額について検討する。

1 先ず、被控訴人の出資持分の割合については、先に説示したところに従い、被控訴人が五〇万円を出資して控訴人に入会した昭和四五年五月一六日当時の控訴人の資産総額としては、控訴人の資産中大きな部分を占め、かつ、価格変動の著しい土地及び建物については当時の時価によることとし、その余の資産及び負債の額については同年三月三一日現在の貸借対照表上のそれを近似値として採用するのが相当であり、乙第一六号証、控訴人の申出にかかる鑑定人

の鑑定結果（原審）及び前掲証人 の証言によれば、控訴人の右當時における資産総額は、被控訴人の出資額を含めて、四億三二二六万七〇〇五円である」とを認めることができる。

したがつて、被控訴人の出資持分の額は、四三三一四万九千五百〇〇、〇〇〇とするのが相当である。

2 次に、被控訴人に対する出資持分の払戻しの計算の基礎となる昭和六三年三月三一日現在における控訴人の資産の評価額については、同様に先に説示したところに従い、土地及び建物については当時の時価によることとし、その余の資産及び負債の額については右同日現在の貸借対照表上のそれを採用することとして、甲第五号証、乙第一号証及び被控訴人の申出にかかる鑑定人の鑑定の結果（原審）によれば、土地及び建物の当時の時価が五四億〇三四四

万七〇〇〇円、右同日現在の貸借対照表上のその余の資産の額が五億五八八〇万〇六三二円、右同日現在の貸借対照表上の負債の額が八億四九三五万九三一〇円であり、そのほか、控訴人は、当時、被控訴人に対して、退職慰労金債務三八〇〇万円を負担していたことを認めることができ、これによれば、右同日現在における控訴人の資産の評価額は五〇億七四八八万八三一一円であったことになる。

3 したがって、控訴人は、被控訴人の出資持分の払戻しとして、被控訴人に対して、昭和六三年三月三一日現在における控訴人の資産の総額五〇億七四八八万八三一一円に被控訴人前記出資持分割合四三一、二六七、〇〇五分の五〇〇、〇〇〇を乗じた額である五八八万三六九六円の払戻金を支払う義務があるものというべきである。

四 ところで、被控訴人は、昭和六三年三月三一日に控訴人から退会するに際して、控訴人に対して、出資持分の払戻金の支払方の催告をしたとして、これに対する同年四月一日以降の遅延損害金の支払いを求めるけれども、甲第五号証及び前掲被控訴人本人尋問の結果によれば、被控訴人は、東京地方裁判所八王子支部昭和六二年(甲)第一号仮処分申請事件の昭和六三年三月三一日審尋期日において、控訴人との間において裁判上の和解をし、そこにおいて控訴人の理事の職を辞し、控訴人から退会するとの合意をするとともに、右退会に伴う出資持分の払戻しについては別途これを協議することを約したに過ぎないことが認められ、これをもつては未だ控訴人が同年四月一日以降遅滞の責めを負うものということはできないが、乙第三〇号証の一によれば、被控訴人は、同年五月二十四日に到達した書面によって初めて控訴人に払戻金の支払方の催告をしたことと認めることができ

るから、控訴人は、被控訴人に対して、同月二十五日以降民法所定の年五分の割合による遅延損害金を支払う義務を負つたものと解するのが相当である。

そして、控訴人が被控訴人に対して負う出資持分の払戻義務は、右の限度にとどまるものである以上、本訴請求が信義財に違背し又は権利の濫用に当たるとする控訴人の抗弁が失当であることは、いうまでもない。

五 以上のとおりであつて、被控訴人の本訴請求は、出資持分の払戻金五八八万三六九六円及びこれに対する昭和六三年五月二十五日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があり、その余の請求は棄却すべきである。

よつて、これと一部結論を異にする原判決はその限度で失当であつて、本件控訴はその限度で理由があるから、原判決を主文のとおり変更することとし、訴訟

費用の負担については民事訴訟法九六条、八九条及び九一条の各規定を、仮執行の宣言については同法一九六条の各規定を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第三民事部

裁判長裁判官 町 田 順

裁判官 村 上 敬 一

裁判官 中 村 直 文

右は正本である。

平成七年六月一日

東京高等裁判所第三民事部

裁判所書記官 板橋雅之